

立川競輪場臨時職員の給与の種類及び基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項の規定において準用する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定による。

立川競輪場臨時職員の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づき、立川市自転車競技条例（昭和26年立川市条例第32号）第2条に規定する立川競輪場において臨時的任用をする職員（以下「臨時職員」という。）について、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項に規定する給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 臨時職員の給与の種類は、賃金及び手当とする。

(賃金)

第3条 賃金は、正規の勤務時間による勤務時間に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

2 臨時職員の受ける賃金は、その職務、責任、経験技能等に応じ、かつ、その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、1日当たり1,100円を限度として、次の各号に掲げる臨時職員に支給する。ただし、その経路を徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である臨時職員を除く。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする臨時職員（第3号に掲げる臨時職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする臨時職員（次号に掲げる臨時職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする臨時職員

(時間外勤務手当)

第5条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた臨時職

員に対し、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

（役職手当）

第6条 役職手当は、別に定める主任、副主任及び班長（以下「主任等」という。）に対して支給する。

（代行手当）

第7条 代行手当は、主任等が休暇等により欠員を生じ、業務運営上の必要性から業務の代行者を置いた場合に、臨時職員が当該代行者として勤務したことに対して支給する。

（一時手当）

第8条 一時手当は、臨時職員の勤務実績に応じ、6月1日及び12月1日にそれぞれ立川競輪場臨時職員任用予定者名簿（以下「名簿」という。）に登録している臨時職員に対して支給する。

（退職手当）

第9条 退職手当は、臨時職員が退職をしたときに支給する。

2 前項に規定する退職とは、名簿に6月以上登録している者が名簿から削除されたことをいう。

3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の臨時職員としての身分を当該臨時職員の非違を理由として失わせる処分を受け、名簿から削除されたとき。

(2) 地方公務員法第16条第2号から第5号までに該当し、名簿から削除されたとき又はこれに準じて名簿から削除されたとき。

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する同法第12条の規定に該当し、名簿から削除されたとき。

(4) その他前3号に準ずる理由により名簿から削除されたとき。

4 名簿に登録されている期間に前項に規定する処分に相当する行為をしたと認められる者に係る退職手当については、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付をさせることができる。

(賃金の減額)

第10条 臨時職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、勤務しない30分間につき、勤務30分間当たりの賃金額を減額した賃金を支給する。

(開催中止時の給与)

第11条 施行者の責めに帰することができない事由により業務開始以後に競輪が開催中止となった場合は、臨時職員が勤務した全時間に対して、給与を支給する。

2 施行者の責めに帰すべき事由により業務開始以後に競輪が開催中止となった場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条の規定による休業手当を支給する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に支給した臨時職員の給与は、この条例の規定により支給した給与とみなす。